# 千葉県射撃場指定管理者募集要項

千葉県射撃場の指定管理者を募集します。

## 1　対象施設の概要

（1）名　称　　千葉県射撃場

（2）所在地　　市原市古敷谷２６２０

（3）施設の沿革、役割等

千葉県射撃場（以下、「射撃場」という。）は、昭和５５年にクレー射撃場、昭和６１年にライフル射撃場を狩猟者の研修及び実射訓練の場として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく狩猟免許試験を実施する施設として建設しました。

この射撃場は、クレー射撃による鉛汚染問題等により、平成１３年７月から閉鎖していましたが、近年の有害鳥獣による被害を軽減させるため、また、イノシシ等大型獣の捕獲に有効なスラグ弾と呼ばれる一発弾の射撃練習や、銃の技能講習を県内において行う必要があることなどを背景に、平成２５年７月に５０ｍ動的射撃場を、平成２８年７月に１００ｍ静的射撃場を再開しました。

（4）施設概要（参考資料１参照）

管理面積　　271,850.98 ㎡（うち造成部分８ｈａ）

主な施設

○管理棟　　665 ㎡（鉄骨造　２階建て）

※　管理棟１階の旧食堂部分は、県がアライグマ等安楽殺処分施設として使用しています。

○ライフル射撃場（動的）　695 ㎡（鉄筋コンクリート造、平屋建、50 メートル、5 射座）

○ライフル射撃場（静的）　1,180 ㎡（鉄筋コンクリート造、平屋建、100 メートル、5 射座）

○選手控室　　194.4 ㎡（鉄筋造、平屋建）他 3 棟

以上のほか、便所、車庫、キュービクル棟、火薬庫などがあります。

○駐車場　約 5,700 ㎡

○指定射撃場の指定について

・ライフル射撃場（動的）（覆動式）…昭和 61 年 3 月 26 日指定

使用できる銃砲：ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃及び空気銃

使用できる実包：ライフル銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 10.5 ミリメートル以下のライフル実包。

ライフル銃以外の猟銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 12 番以下の実包（単弾に限る）。

空気銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 6.9 ミリメートル以下の金属製弾丸。

射 撃 の 方 法：ライフル銃及びライフル銃以外の猟銃（単弾によって射撃を行うものに限る。）を用いて射撃を行う場合にあっては、射撃線から 50 メートルの距離にある静的又は動的に対する射撃。

空気銃を用いて射撃を行う場合にあっては、射撃線から 50 メートルの距離にある静的に対する射撃。

・ライフル射撃場（静的）（覆道式）…平成 28 年 6 月 15 日指定

使用できる銃砲：ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃及び空気銃

使用できる実包：ライフル銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 10.5 ミリメートル以下のライフル実包。

ライフル銃以外の猟銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 12 番以下の実包（単弾に限る）。

空気銃を用いて射撃を行う場合にあっては、口径 6.9 ミリメートル以下の金属製弾丸。

射撃の方法：ライフル銃及びライフル銃以外の猟銃（単弾によって射撃を行うものに限る。）を用いて射撃を行う場合にあっては、射撃線から 100 メートル又は 50 メートルの距離にある静的に対する射撃。

空気銃を用いて射撃を行う場合にあっては、射撃線から 100 メートル又は 50 メートルの距離にある静的に対する射撃。

〇教習射撃場の指定について

・ライフル射撃場（動的）（覆動式）

使用できる猟銃：ライフル銃

使用できる実包：口径 10.5 ミリメートル以下のライフル実包。

・ライフル射撃場（静的）（覆道式）

（５）休場日及び開場時間等

射撃場の開場時間は午前９時から午後５時まで（１月、２月及び１２月にあっては午前９時から午後４時まで）とします。

休場日は、火曜日（国民の祝日及び休日の場合はその日後においてその日に最も近い休日でない日）と１２月２９日から１月３日までとします。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開場時間及び休場日を変更することができます。

（６）施設利用者数及び利用料収入

| | Ｈ２８年度 | Ｈ２９年度 | Ｈ３０年度 |
|---|---|---|---|
| 利用者数<br>共同使用<br>団体使用 | １，５６２人<br>５８団体 | １，７８３人<br>５５団体 | ２，１２２人<br>６６団体 |
| 利用料収入 | ４，３２０千円 | ４，６８５千円 | ５，５２０千円 |

平成２９年度～３１年度の指定管理料（税込み）（単位：円）

| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 計 |
|---|---|---|---|
| 12,469,090 | 12,469,090 | 12,584,545 | 37,522,725 |

※平成 31 年度の 10 月以降の指定管理料については消費税率 10%で算出

## ２　指定管理者の業務の範囲

（１）施設等の運営に関する業務

①　ライフル射撃場、選手控室、研修室、その他施設の提供

②　ライフル射撃等に関する指導助言

③　射撃場における利用承認及び利用料金の収受等に関する業務

（２）施設等の管理に関する業務

施設等の維持管理及び修繕（大規模修繕を除く。）に関する業務。

なお、管理棟１階の旧食堂部分は県が使用しますが、管理業務は指定管理者が行います。

（３）その他の業務

設置目的を達成するために知事が必要と認める業務。

＊留意事項

・利用料金は、指定管理者が条例、規則に定める範囲内で、知事の承認を受けて設定すること。

・射撃場の行政財産の目的外使用許可に関する業務は県が行いますので、指定管理業務には含まれません。

・指定管理者が事業を実施するにあたり、利用料金以外の収入を得る場合は、その内容をあらかじめ事業計画書に明記し、県と協議すること。

## ３　業務の基準

業務の基準は、次のとおりです。

（１）管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を順守すること。

①　銃砲刀剣類所持等取締法、同施行令、同施行規則及び指定射撃場の指定に関する内閣府令

②　千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例

③　千葉県射撃場設置管理条例、千葉県射撃場管理規則

④　労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令

⑤　その他関連法規

指定管理者が射撃場の利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成７年千葉県条例第４８号）が適用されるので留意すること。

（２）射撃場は、銃砲刀剣類所持等取締法第９条の２第１項に基づく指定射撃場の指定を受けていることから、同項に規定する「管理する者」を置くとともに同項にいう内閣府令で定める基準に適合するよう当該施設を直接維持管理すること。

（３）射撃場は、銃砲刀剣類所持等取締法第９条の４第１項に基づく教習射撃場の指定を受けた施設であることから、同項第１号に規定する「管理する者」を置くとともに同項同号にいう内閣府令に定める基準に適合するよう当該施設を管理すること。

なお、「管理する者」は、上記（２）の指定射撃場の「管理する者」と同一人でもよい。

また、同項第２号による「教習射撃指導員」を指定管理者の従事者の中に置くこと。

（４）指定管理者は、「２　指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、射撃場施設内において、自らの企画提案により、使用料・利用料金以外の費用を利用者等から徴して実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるが、自主事業は射撃場施設の設置目的の達成に資すると認められ、かつ、指定管理業務を妨げないものとすること。

また、事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。

（５）射撃場施設の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。

（６）射撃場施設の指定管理者が作成し、又は取得した文書（射撃場施設の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の７日前までに県に報告し了承を得る。）

（７）指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例（平成５年千葉県条例第１号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。

（８）指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第５項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、射撃場施設の管理の業務に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第５３条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱うこと。

（９）指定管理者が行う射撃場施設の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第４章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。

(10) 上記（２）及び（３）に定めるほか、施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(11) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組を

実施すること。

(12) 指定管理者が行う業務の詳細については、千葉県射撃場管理業務等仕様書（参考資料２）によること。

## ４　指定の期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

## ５　応募資格

（１）応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

① 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。

② 直近１年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。

③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。

④ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

⑤ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ　役員が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ　役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ　役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ　役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ　役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

（２）グループ応募

射撃場施設のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

① グループにより申請する場合は、グループの名称を設定し代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。

② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第４号、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第５号)、グループ（共同体）協定書（様式第６号）を提出してください。

③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

## ６　提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。

（１）指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成１６年千葉県規則第５２号）別記様式）

（２）事業計画書（様式第１号）

（３）関係書類

① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類

③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

④ 団体の登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）

⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書

⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（直近１年間）

⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した受付印があるもの、ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第２号）

⑨ 本要項５応募（１）①～⑤の全てを満たす旨の宣誓書（様式第３号）

⑩ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。

・グループ（共同体）応募届（様式第４号）
・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第５号）
・グループ（共同体）協定書（様式第６号）

なお、地方公共団体にあっては、関係書類を提出する必要はありません。

（４）提出部数

提出部数は、正本１部、副本２０部（副本は複製可）とします。

## ７　管理運営経費等

（１）管理運営経費

① 事業計画・収支計画

現在の税制改正関連法の下では、令和元年１０月１日から消費税及び地方消費税に係る税率（以下「消費税率」という。）が１０％に引き上げられることとなっているため、提案に当たっては消費税率１０％で策定してください。

② 利用料金

射撃場施設の利用に係る料金は指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。

また、消費税率が１０％に引き上げられた場合、利用料金単価の範囲は、下記のとおりとなります。

| 区分 | 単位 | 額の範囲 |
|---|---|---|
| 専用使用 | ライフル射撃場二時間につき | 九千三百円以内 |
| 共同使用 | 一人二時間以内 | 千八百六十円以内 |
| | 超過時間一時間までごとに | 九百三十円以内 |

③ 千葉県の負担

管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、以下の参考金額以内として申請してください。なお、以下の参考金額についても、消費税率の引上げを考慮した額としています。

今後の法改正により、消費税率が令和元年１０月１日から１０％に引き上げられない場合には、別途協議により、消費税率１０％での収支計画を基に、実際の消費税率を踏まえて、所要の調整を行ったものを協定金額とします。

（消費税率の引上げが延期された場合、引上げまでの間の消費税率を８％に調整した金額を協定金額とします。）

（参考金額）

令和２年度　　１２，６４０千円（消費税率 10%）
令和３年度　　１２，６４０千円（消費税率 10%）
令和４年度　　１２，６４０千円（消費税率 10%）
令和５年度　　１２，６４０千円（消費税率 10%）
令和６年度　　１２，６４０千円（消費税率 10%）
合計　　６３，２００千円

④ 危険負担

上記のほか、指定管理者と千葉県との危険負担は、危険負担表（別記）のとおりとします。

（２）指定期間中の施設の大規模修繕・変更予定

県において、年に１回、沈砂池のゼオライトを交換する工事を行います。

（３）運営上の課題

鉛汚染問題等により、地元住民等からの意見等があった場合には、適切に対応するとともに、県に報告すること。

## ８　質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

（１）受付期間　　令和元年７月１２日（金）から令和元年７月３１日（水）まで

（２）受付方法　　質問書（様式第７号）に記入のうえ、ＦＡＸ又は電子メールで提出してください。
FAX　０４３-２２５-１６３０　E-Mail　hogo11@mz.pref.chiba.lg.jp

**９　現地説明会の実施**

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を、説明会の３日前までに下記の連絡先まで連絡してください。

なお、参加希望がない場合、説明会は実施しません。

（１）開催日時　　令和元年７月１９日（金）　午後３時から１時間程度

（２）開催場所　　千葉県射撃場管理棟２階研修室

（３）連 絡 先　　千葉県環境生活部自然保護課狩猟・保護班
TEL　０４３-２２３-２９７２　E-Mail　hogo11@mz.pref.chiba.lg.jp

**１０　申請書提出先及び提出期間**

（１）提 出 先　　千葉県環境生活部自然保護課狩猟・保護班（県庁本庁舎 10 階）
〒２６０-８６６７　千葉市中央区市場町Ｉ-１
TEL　０４３-２２３-２９７２

（２）提出期間　　令和元年９月２日（月）から令和元年９月６日（金）まで
（県の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時までとします。
※　郵送の場合、書留郵便により最終日の午後５時までに必着のこと。
※　電子メール、ＦＡＸでの提出は認めません。

＊留意事項
・提出された書類を変更することはできません。
・申請書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

**１１　選定方法**

（１）提出された提案書類をもとに千葉県射撃場指定管理者審査基準（参考資料３）に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者（候補者）選定委員会において候補者を選定します。

（２）選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。（時間、場所については申請者に後日連絡します。）

（３）グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類（上記６、（３）関係書類、様式第２号以下）に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

**１２　申請に要する経費**

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

## １３　無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

①　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

②　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

③　申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

④　虚偽の内容が記載されているもの

⑤　その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

## １４　選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、令和元年１１月上旬に千葉県ホームページに掲載します。また、選定結果の詳細については、令和元年１１月中旬に千葉県ホームページに掲載します。

## １５　指定管理者の決定及び協定

（１）指定管理者は令和元年１２月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。

（２）指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

## １６　スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 令和元年 | ７月５日（金） | 募集要項公表・配布開始 |
| | １２日（金） | 質問事項受付開始 |
| | １９日（金） | 現地説明会 |
| | ３１日（水） | 質問事項締切 |
| | ９月２日（月） | 申請書受付開始 |
| | ９月６日（金） | 申請書提出期限 |
| | １０月上旬 | プレゼンテーション（１日間）　外部有識者等からの意見聴取 |
| | １０月中旬 | 選定委員会で候補者の審査・選定、 |
| | １１月上旬 | 選定団体の公表 |
| | １１月中旬 | 選定結果の公表 |
| | １２月下旬 | 指定管理者の議決（１２月定例県議会） |
| 令和２年 | １月 | 指定管理者の指定 |
| | ３月 | 協定書の締結 |
| | | 管理業務の引継ぎ |
| | ４月１日（水） | 指定管理者による管理開始 |

## １７　その他

（１）提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。

（２）指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後１０日以内に限り、申請者から

の請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。

（３）提出書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。なお、指定されなかった団体の提出書類についても、指定の議決までの間に請求があった場合は同様に取り扱います。

（４）「５ 応募資格（１）⑤」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。